

# 介護老人福祉施設重要事項説明書

< 令和 6 年 8 月 1 日 現在 >

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-583-6546 (午前9時～午後5時まで)  
担当 生活相談員

\* ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。

## 2 特別養護老人ホームひびきの概要

(1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム ひびき
所在地	埼玉県深谷市長在家3976番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (埼玉県 1174601136 号)

(3) 施設の職員体制 (併設ショートステイ兼ねる)

業種	常勤	非常勤	内容	計
施設長	1名	0名	サービス管理全般	1名
医師	0名	1名	診療、健康管理等	1名
生活相談員	2名	0名	生活上の相談等	2名
管理栄養士・栄養士	1名	0名	栄養管理等	1名
機能訓練指導員	0名	1名	リハビリテーション 機能回復訓練等	1名
介護支援専門員	1名	0名	サービスの計画の 立案・管理等	1名
事務職員	2名	0名	一般事務・料金請求等	2名
看護・介護	看護師・准看護師	4名	医療・健康管理業務等	4名
	介護職員	30名	日常介護業務等	30名

(4)

定員		67名	静養室	1室
居室	4人部屋	12室	医務室	1室
	個室	20室	食堂	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽と 檜風呂があります。		機能訓練室	1室
			相談室	2室

### 3 サービスの内容

#### ① 施設サービス計画の立案

… 介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画を立て、利用者又はご家族に説明し、同意を頂きます。

#### ② 食 事… 朝食 7：30 から

昼食 12：00 から

夕食 18：00 から

以上の他、湯茶等のサービスがあります。原則、食堂においておとりいただきます。

#### ③ 入 浴… 週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

#### ④ 介 護… 施設サービス計画に沿って次の介護を行います。着替え、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等。

#### ⑤ 機能訓練… 状況に応じ、訓練室等において機能回復訓練を行います。

#### ⑥ 生活相談… 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

#### ⑦ 健康管理… 当施設では、年1回健康診断を行います。嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック。投薬等医療的管理を行っています。また、診療室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

#### ⑧ 緊急時の対応… 体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに、緊急連絡先に連絡します。

#### ⑨ 協力病院… 熊谷外科病院 (熊谷市佐谷田3811-1 TEL 048-521-4115)

あねとす病院 (深谷市人見1975 TEL 048-571-5311)

#### ⑩ 安全管理… 防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮します。

#### ⑪ 療養食の提供

… 当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

#### ⑫ 行政手続き代行

… 行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。

ただし、手続きに係る経費は、その都度お支払いいただきます。

#### ⑬ 日常費用の受入・支払代行

… 介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代金を申し込むことができます。

サービス御利用に際しては、その都度個別にご相談ください。

#### ⑭ 所持品等の保管

… 特別な事情がある所持品についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑮ レクリエーション… 当施設では、日々のクラブ活動ほか、種々の行事が行われます。行事によっては別途の参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明の上ご承諾を頂きます。

⑯ その他のサービス

ア 理美容サービス : 当施設では、理美容サービスを実施しております。

イ その他のサービス : 介護保険の適用をうけられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

#### 4 利用料金

##### ① 基本料金

施設利用料（利用者負担割合 1 割の場合） (日)

	従来型 個室	多床室
要介護 1	5 9 8 円	5 9 8 円
要介護 2	6 6 9 円	6 6 9 円
要介護 3	7 4 3 円	7 4 3 円
要介護 4	8 1 4 円	8 1 4 円
要介護 5	8 8 4 円	8 8 4 円

施設利用料（利用者負担割合 2 割の場合） (日)

	従来型 個室	多床室
要介護 1	1, 1 9 5 円	1, 1 9 5 円
要介護 2	1, 3 3 7 円	1, 3 3 7 円
要介護 3	1, 4 8 5 円	1, 4 8 5 円
要介護 4	1, 6 2 7 円	1, 6 2 7 円
要介護 5	1, 7 6 7 円	1, 7 6 7 円

施設利用料（利用者負担割合 3 割の場合） (日)

	従来型 個室	多床室
要介護 1	1, 7 9 2 円	1, 7 9 2 円
要介護 2	2, 0 0 5 円	2, 0 0 5 円
要介護 3	2, 2 2 7 円	2, 2 2 7 円
要介護 4	2, 4 4 0 円	2, 4 4 0 円
要介護 5	2, 6 5 0 円	2, 6 5 0 円

※地域区分 10.14 円を含んでいます。

施設体制費

日常生活継続支援加算（Ⅰ）	1日につき	36円
栄養マネジメント強化加算	1日につき	11円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ	1日につき	16円
看護職員体制加算（Ⅱ）ロ	1日につき	8円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき	5円
協力医療機関連携加算	1月につき	100円
準ユニットケア加算（個室の方）	1日につき	5円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき	3円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月につき	13円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	50円
安全対策体制加算	入所時に1回	20円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	14.0%
地域区分		10.14円

② 居住費・食費

		1日あたりの自己負担額				
		4段階	3段階②	3段階①	2段階	1段階
居住費	従来型個室	1,708円	880円	880円	480円	380円
	多床室	915円	430円	430円	430円	0円
食費	3食（おやつ含む）	1,700円	1,360円	650円	390円	300円

※介護保険負担減額認定証を掲示された場合は、負担限度額となります。

③ その他の料金等

- 1) 入所後30日間に限り初期加算として30円が加算されます。
- 2) 退所の場合にも料金が加算される場合があります。
- 3) 入所期間中に入院または外泊した期間があるときは、介護報酬請求の取り扱いに準じ算定される料金となります。
- 4) 選択食、理美容費等の料金は、別途ご負担いただきます。  
料金は、下記のとおりとなります。

・選択食	ご希望による	1回	100円～
・理美容費	理容散髪	1回	1,700円
	顔そり	1回	300円
	美容散髪	1回	3,300円～

・ 出納管理費	1 日	5 0 円
・ 電気料	1 日	5 0 円 (テレビ等常時電気を使用する物の持込みの場合)
・ 日用品費	日用品	1 日 5 0 円 (歯ブラシ・歯磨き粉・BOX ティッシュ・マウスウォッシュ)
	歯みがきティッシュ 1 袋	6 0 0 円
	入れ歯洗浄剤	1 個 1 0 円
	単 2 電池	1 本 1 4 0 円
	単 3 電池	1 本 8 0 円

## 5) 加算

経口移行加算、経口維持加算、療養食加算、再入所時栄養連携加算、看取り介護加算、配置医師緊急時対応加算、退所時情報提供加算、排泄支援加算は、対象利用者に別途ご負担いただきます。

※料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問い合わせください。

## ④ 支払方法

毎月 15 日までに前月分の請求を致します。退所される場合は、退所日までの分を請求致しますので、15 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、指定金融機関の口座振替にてお支払い願います。また、退所された場合は窓口にて受け付けます。

## ⑤ 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金等が変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

## 5 入退所の手続

### (1) 入所手続

お電話等でお申し込みください。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に関護支援専門員とご相談下さい。

### (2) 退所手続

① 利用者の御都合で退所される場合、退所を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合……………その翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合は、所定の時間の経過を持って退所していただくこととなります。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……………その翌日

### ③その他

- ・利用者のサービス利用料金の支払いを、事業者が指定金融機関の口座から引き落としできず、再度催促したにもかかわらず引き落としのできない場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなるときは、その理由に要する実費を請求します。

## 6 当施設のサービスの特徴等

特別養護老人ホームひびきのサービスの特徴は、生活空間を大切にすることです。生活の場としての考えから、今まで大切にしていた物（家具等）を持ってきていただき、なるべくこれまでの生活に近い環境の中で生活していただけるように・・・それが私たちひびきの考えです。施設内は広くゆったりとした空間にいくつもの窓を設けることによって、たくさんの自然光を取り入れることができます。

また、建物全体が木のぬくもりで包まれており中庭には四季折々の花木が芽吹くととても温かみのある施設です。

そんな施設では「利用者の立場に立った介護サービス」を合言葉に、「施設だからできない」ということは極力ないように努め、天気の良い日は1階ウッドデッキや屋上での日光浴、遊歩道の散策をする等のびのびとした毎日を送ることができるよう心がけます。

利用者一人一人の生活ニーズを大切にする介護、地域と関わりの持てる生活。そんなごく当たり前の生活をお約束いたします。

## 7 事故発生時の対応

- ①利用者に対し事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、その内容によって北部福祉事務所、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ②事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ③利用者に賠償すべき事故が発生した場合には双方協議のうえ決定いたします。利用者が賠償すべき事故を発生させた場合も同様とする。

## 8 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

## 9 その他

この契約の履行等に関する相談苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、介護保険者証を発行した市町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしております。

### ○ 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、下記までお申し出下さい。

#### ☆サービス相談窓口☆

##### ① ひびき

担当者 生活相談員

施設長 土居 敦志

電話 048(583)6546 【受付 午前9時～午後5時まで】

##### ② その他

深谷市 担当 長寿福祉課 電話 048(574)6645

熊谷市 担当 長寿いきがい課 電話 048(524)1111

大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話 048(501)1330

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048(824)2568

##### ③ 第三者委員

市川 将史

電話 080(3313)5271

##### ④ 第三者評価の実施 無